

単品スライド条項取扱要綱

制定 平成20年8月25日
最近改正 令和5年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「工事請負契約款第26条第5項」(以下「单品スライド条項」という。)に規定する「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた場合」における請負代金額の変更に必要な事項を定めるものとする。

(主要な工事材料)

第2条 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油又はその他工事材料であつて、別途定める鋼材類に該当する材料(以下「対象鋼材類」という。)、燃料油に該当する材料(以下「対象燃料油」という。)又はその他工事材料(以下「対象その他工事材料」という。)ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \cdots + p_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \cdots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p : 設計時点における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価

p' : 価格変動後における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価

D : 対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の数量

k : 落札率

2 前項に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための「出来形部分検査」に合格した旨の工事請負契約款第38条第4項に規定する通知の書面において、第8条の規定により「当該部分払の対象となった出来形部分等を单品スライド条項の適用対象とすることができます」旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

(価格変動後における主要な工事材料の単価)

第3条 第2条第1項に規定する価格変動後における対象鋼材類及び対象その他工事材料の単価は、別に定めがある場合を除き、次の各号に定める価格とする。

(1) 対象鋼材類及び対象その他工事材料を現場に搬入した月の実勢価格

ただし、減額変更する場合にあっては、施工計画書に定められている計画工程表等の

本市が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格

- (2) 対象鋼材類及び対象その他工事材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、対象鋼材類及び対象その他工事材料の各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格
- 2 第2条第1項に規定する価格変動後における対象燃料油の単価は、別に定めがある場合を除き、次の各号に定める価格とする。
- (1) 対象燃料油を購入した月の実勢価格
- (2) 対象燃料油を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格
- 3 第1項に規定する対象鋼材類若しくは対象その他工事材料又は前項に規定する対象燃料油の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約約款第14条第2項の規定による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない主要な工事材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

(主要な工事材料の数量)

- 第4条 第2条第1項に規定する「対象鋼材類、対象燃料油又はその他工事材料の数量」（以下「対象数量」という。）は、別に定めがある場合を除き、本市の設計数量とする。
- 2 請負代金の部分払をした工事にあっては、第8条の規定により单品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、前項に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除するものとする。

(請負代金の変更額の算定)

第5条 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1 / 100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \cdots + p_m \times D_m \} \times k \times 110 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \cdots + p'_{m'} \times D_{m'} \} \times k \times 110 / 100$$

S_{増額}：スライド額（増額変更の場合）

S_{減額}：スライド額（減額変更の場合）

M_鋼^{当初}, M_油^{当初}, M_{材料}^{当初}：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

M_鋼^{変更}, M_油^{変更}, M_{材料}^{変更}：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p : 設計時点における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価

p' : 第3条又は第10条の1第2項に規定する価格変動後における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価

D : 前条に規定する対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の数量

k : 落札率

P : 第2条に規定する請負代金額

- 2 請負人が主要な工事材料を実際に購入した際の代金額を主要な工事材料ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む）の算定を行い、これら実際の購入金額がM_鋼^{変更}、M_油^{変更}又はM_{材料}^{変更}を下

回る場合にあっては、前項の $M_{鋼}^{変更}$ に代えて請負人の対象鋼材類の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて請負人の対象燃料油の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて請負人の対象その他工事材料の購入金額を用いて、前項の式によりスライド額の算定を行うものとする。

- 3 請負人が主要な工事材料を実際に購入した際の代金額を主要な工事材料ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む）の算定を行い、これら実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合にあっては、請負人が、主要な工事材料について、第6条第1項に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、第1項の $M_{鋼}^{変更}$ に代えて請負人の対象鋼材類の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて請負人の対象燃料油の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて請負人の対象その他工事材料の購入金額を用いて、第1項の式によりスライド額の算定を行うものとする。
- 4 前2項に規定する請負人が主要な工事材料を実際に購入した際の代金額は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 次条の規定により確認される主要な工事材料の購入数量が、第4条に規定する主要な工事材料の数量以下である場合は、当該主要な工事材料の購入金額
 - (2) 次条の規定により確認される主要な工事材料の購入数量が、第4条に規定する対象数量を上回る場合は、第4条に規定する対象数量を次条の規定により確認される主要な工事材料の購入数量で除し、これに主要な工事材料を実際に購入した際の価格を乗じて得た金額
 - (3) 対象燃料油について、第7条第1項の規定に基づき主たる用途以外に用いた数量を対象燃料油の数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、第7条第2項に規定する平均価格を乗じて得た金額
- 5 スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものとし、主要な工事材料に係る価格の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わないものとする。

(購入先及び購入価格等の確認)

- 第6条 前条に規定するスライド額の算定にあっては、請負人から当該工事の主要な工事材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該主要な工事材料の搬入等の月を証明する書類（以下「根拠資料」という。）の提出を求めるものとする。
- 2 請負人が前項に規定する根拠資料の提出に応じない場合又は請負人が提出する根拠資料によって前項に規定する事項の確認ができない場合は、主要な工事材料は、単品スライド条項の適用対象とはしないものとする。ただし、減額変更を行う場合は、本市が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

(対象燃料油及び対象鋼材類の特例)

- 第7条 対象燃料油については、前条の規定にかかわらず根拠資料を提出し難い事情があると認める場合においては、請負人が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、請負人が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、請負人が証明した数量以外の数量についても、客観的に確認できるものは対象燃料油の数量

とすることができるものとする。

- 2 前項の規定により対象燃料油の数量とすることとしたものにあっては、第3条第2項の規定にかかわらず、原則、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
- 3 対象鋼材類については、前条の規定にかかわらず実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を請負人が提出し難い事情があると認める場合においては、搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いて、スライド額を算定することができるものとする。

（部分払時の取扱い）

第8条 工事請負契約約款第38条第4項の規定に基づき、請負代金の部分払のための「出来形部分検査」に合格した旨の通知を行うに当たり、建設資材の価格変動に伴って、当該工事の請負代金が不適当となるおそれがあると認めるときは、本市又は請負人の求めに応じ、当該通知を行う書面に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

（部分引渡し）

第9条 工事請負契約約款第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

（請負代金額の変更の請求）

第10条 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り行うことができるものとする。

- 2 請負人が、前項に規定する請求を行う場合は、第1号様式に別に定める資料を添付し、監督員に提出するものとする。
- 3 第1項に規定する請求があった場合において、当該工事の設計を担当する課（以下「設計担当課」という。）と監督員の属する課が異なる場合は、監督員は速やかに設計担当課に請負人から提出された資料を送付するものとする。
- 4 契約変更について議会の議決を要する契約にあっては、設計担当課は速やかに契約担当課に第1号様式の写しを送付するものとする。
- 5 設計担当課は、工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、請負人の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、第1項の請求があつた日から7日以内に第2号様式により請負人に通知するものとする。
- 6 協議に基づく請負代金額の変更は、原則として、工期末に行うものとする。

第10条の1 本市が、前条第1項に規定する請求を行う場合にあっては、同条第2項から第5項までの規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 本市が、前条第1項に規定する請求を行う場合は、設計担当課が第1号様式の1に別に定めるスライド額を算定した資料を添付し、請負人に通知するものとする。
 - (2) 契約変更について議会の議決を要する契約にあっては、設計担当課は速やかに契約担当課に第1号様式の1の写しを送付するものとする。
 - (3) 設計担当課は、工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、請負人の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、前条第1項の請求を行った日から7日以内に第2号様式の1により請負人に通知するものとする。
- 2 本市が、第10条第1項に規定する請求を行う場合にあっては、第3条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 第2条第1項に規定する価格変動後における対象鋼材類の単価は、施工計画書に定められている計画工程表等の本市が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。
 - (2) 第2条第1項に規定する価格変動後における対象燃料油の単価は、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。なお、施工計画書に定められている計画工程表等の本市が有する情報に基づき判断できる場合にあっては、購入月の実勢価格（複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

（单品スライド条項に基づく請負代金額の変更手続き）

- 第11条 当該工事の予算の執行を所管する課（以下「工事発注課」という。）と設計担当課が異なる場合は、設計担当課と請負人の協議により单品スライド条項に基づく請負代金額の変更をしようとするときは、工事発注課は单品スライド条項に基づく請負代金額の変更伺により決裁を得なければならない。
- 2 前項に規定する伺には、单品スライド条項に基づく請負代金額の変更の内容を明示した関係図書を添えなければならない。

（契約変更の手続き）

- 第12条 单品スライド条項に基づく請負代金額の変更を決定したときは、工事発注課は、工事契約変更依頼書により契約変更を契約担当課に依頼しなければならない。
- 2 前項の依頼書には、单品スライド条項に基づく請負代金額の変更の内容を明示した関係図書を2部添えなければならない。
 - 3 契約担当課は、第1項に規定する依頼があった場合は、速やかに請負人に通知し、変更契約を締結するものとする。
 - 4 契約担当課は、前項の規定により変更契約を締結したときは、速やかにその旨を工事発注課に通知しなければならない。

（契約変更の手続きの特例）

- 第13条 前条の規定にかかわらず、契約変更について議会の議決を要しない契約にあっては、工事発注課は、第11条の規定による单品スライド条項に基づく請負代金額の変更の決定後、

速やかに請負代金額変更確認書（第3号様式）及び単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の内容を明示した関係図書を請負人に交付し、請負人から請書（第4号様式）を提出させることによって変更契約書の作成に代えることができる。

- 2 前項の規定によって変更契約書の作成を省略した場合においては、工事発注課は、単品スライド条項に基づく請負代金額変更確認書及び請負人が提出した請書の写しを速やかに契約担当課に送付しなければならない。

（全体スライドを行う場合の特例）

第14条 工事請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、第2条第1項中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価（工事請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、第5条第1項中「設計時点における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における対象鋼材類、対象燃料油又は対象その他工事材料の単価（工事請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約約款第26条第3項の変動後残工事代金を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」と読み替える。

（製造請負契約に係る読み替規定）

第15条 製造請負に係る契約にあっては、「工事請負契約約款第26条」とあるのは「製造請負契約約款第25条」と、「工期」とあるのは「製造期間」と、「工事材料」とあるのは「製造材料」と、「当該工事」とあるのは「当該製造」と、「工事請負契約約款第38条」とあるのは「製造請負契約約款第35条」と、「工事請負契約約款第14条」とあるのは「製造請負契約約款第14条」と、「工事請負契約約款第39条」とあるのは「製造請負契約約款第36条」と、「工事部分」とあるのは「製造部分」と読み替える。

（公表）

第16条 単品スライド条項に基づき請負代金額を変更した場合は、必要事項を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年8月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、基準日以後で現在継続中の工事又は基準日以後の新規契約工事で、工期の末日が平成20年11月30日以前である工事又は製造に係る第10条第1項の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日まで」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月10日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の1に基づき第10条の請求をする場合は、工期の末日が平成21年1月31日以前の工事又は製造にあっては、第10条第1項に規定する「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」を「工期満了前であって、かつ、平成20年12月1日まで」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月17日から施行する。
(経過措置)
- 2 本市が、請負代金額の減額変更を請求する場合は、工期の末日が平成21年4月1日以降で、かつ、平成21年6月30日以前の工事又は製造にあっては、第10条第1項に規定する「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」を「工期満了前であって、かつ、平成21年5月1日まで」とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月2日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 令和元年9月30日までに横浜市契約規則（昭和39年3月第59号）第74条による引渡しを受ける工事については、第2条及び第5条中「110/100」を「108/100」として適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日以降に工事請負契約約款第26条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

第1号様式（第10条第1項）

年　月　日

横浜市長

横浜市水道事業管理者

横浜市交通事業管理者

所在地

(請負人) 商号又は名称

代表者職氏名

工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額の変更請求書

現在施工中の次の工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額変更について、請負代金額変更請求額概算計算書を添えて請求します。

1 契約番号

2 工事件名

3 工期 年　月　日から　年　月　日まで

4 請負代金額

5 変更請求額概算額

(備考)

製造請負に係る契約にあっては、「工事請負契約約款第26条第5項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第5項」と読み替えるものとする。

第1号様式の1（第10条の1第1項第1号）

第　　号
年　月　日

(請負人)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額の変更請求書

現在施工中の次の工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額変更について、スライド額を算定した資料を添えて請求します。

1 契約番号

2 工事件名

3 工　　期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

4 請負代金額

5 変更請求概算額

(備考)

製造請負に係る契約にあっては、「工事請負契約約款第26条第5項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第5項」と読み替えるものとする。

第2号様式（第10条第5項）

第 号
年 月 日

(請負人)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づく協議開始日について（通知）

年 月 日付けで請求のあった次の案件の「工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額の変更請求書」について、工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

1 契約番号

2 工事件名

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 請負代金額

5 スライド額協議開始日 年 月 日

(備考)

製造請負に係る契約にあっては、「工事請負契約約款第26条第5項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第5項」と、「工事請負契約約款第26条第8項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第8項」と読み替えるものとする。

第2号様式の1 (第10条の1第1項第3号)

第 号
年 月 日

(請負人)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づく協議開始日について(通知)

年 月 日に請求を行った次の案件の「工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額の変更請求書」について、工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

1 契約番号

2 工事件名

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 請負代金額

5 スライド額協議開始日 年 月 日

(備考)

製造請負に係る契約にあっては、「工事請負契約約款第26条第5項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第5項」と、「工事請負契約約款第26条第8項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第8項」と読み替えるものとする。

第3号様式（第13条第1項）

第 号
年 月 日

(請負人)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額変更確認書

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	

当該工事について、工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額の
変更を確認します。

異存がなければ、請書を提出して下さい。

変 更 項 目	既 定	変 更
請 負 代 金 額	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円
スライド変更金額		円 うち消費税及び地方消費税の額 円
対象材料内訳書	別添内訳書のとおり	
スライド調書	別添調書のとおり	
備 考		

- 1 製造請負に係る契約にあっては、「工事請負契約約款第26条第5項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第5項」と読み替えるものとする。

第4号様式（第13条第1項）

請　書

（工事請負契約約款第26条第5項関係）

年　月　日

横　浜　市　長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

所　在　地
請負人　商号又は名称
代表者職氏名

工　事　名	
契 約 年 月 日	

標記請負契約の工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づく請負代金額の変更について、次の事項を確認のうえ請書を提出します。

記

○確認事項

対象材料内訳書	添付の内訳書記載のとおり
スライド調書	添付の調書記載のとおり
スライド変更金額 (契約金額増△減)	円 うち消費税及び地方消費税の額 円

- 1 製造請負に係る契約にあっては、「工事請負契約約款第26条第5項」とあるのは「製造請負契約約款第25条第5項」と読み替えるものとする。